

国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、国史跡武蔵国府跡の保存、整備及び活用に関する指導と検討を行うため、国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2 協議会は、次の事項について検討する。

- (1) 国史跡武蔵国府跡の保存、整備及び活用に関すること。
- (2) その他必要な関連事項

(構成)

第3 協議会は、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が依頼する学識経験者等18名以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4 委員の任期は、平成25年7月から平成30年3月までとする。

(会長等)

第5 協議会には、会長及び副会長各1名を置き、会長及び副会長は、委員の互選による。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(召集及び会議)

第6 協議会の会議は、会長が召集し、会長はその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(分科会の設置)

第7 会長は、必要があると認めるときは、分科会方式で会議を開くことができる。

- 2 分科会は、協議会の委員の中から会長の指名する者で構成し、専門的事項について検討を行う。

(作業部会の設置)

第7 会長は、会長が指名する者で構成する作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、協議会の運営を支援するため、会長が必要と認める事項について具体的な作業を行い、会長に報告するものとする。

(指導助言者)

第8 協議会は、指導助言者を必要に応じて置くことができる。

- 2 指導助言者は、次の者のうちから充てる。
 - (1) 文化庁文化財部記念物課職員
 - (2) 東京都教育庁地域教育支援部管理課職員
 - (3) 府中市郷土の森博物館学芸員

(庶務)

第9 協議会の事務は、府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。